

平成31年

第1回大磯町農業委員会総会会議録

日時 平成31年1月25日 午後1時30分から

場所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 西 方 敬	9番 竹 内 浩
2番 柳 田 三千夫	10番 近 藤 剛 司
3番 二 宮 賢 一	11番 鈴 木 洋 有
5番 野 崎 健 一	12番 石 井 雅 浩
6番 今 井 正	13番 安 池 雅 美
7番 福 島 啓	15番 青 木 貞 治
8番 吉 川 京 男	16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

5番 野 崎 健 一、6番 今 井 正

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書 記 松尾 明美

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分
計画案について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので平成31年第1回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、5番野崎健一委員と6番今井正委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、12番石井雅浩委員と13番安池雅美委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第1号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第1号「農用地利用集積計画書の決定について」は議案書1ページと2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第1号1番を朗読・説明》

書記 議案第1号1番につきましては、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が当該農地を借り受けて、その農地を借り手に提供するものです。なお、1月16日に西方会長職務代理、国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第1号1番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番委員（石井） 12番石井です。議案第1号1番の農地について、1月16日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、国府新宿字中堰の農業振興地域に位置する農用地で一日中日当たりが良い優良な農地です。非農家が相続したため耕作ができなくなった農地を農業公社が借り上げ

て意欲ある農家に貸し付けられることで、有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により農地の有効利用が図られるとのことでした。

ただ今の議案第1号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は既に今回の借受者が耕作をしているように見受けられるがどうですか。

書記 今まで法的な手続きをしないまま農地の貸し借りを行っていたため、農業委員会の指導に基づいて手続きを行うことになりました。

委員 農用地利用集積計画書の見方についてですが、地権者の表示はどのようになっているのですか。

書記 計画書の番号横列にある「利用権を設定する者」が地権者に該当します。

委員 農地の賃借料はどのように計算されているのですか。

書記 大磯町で公表している農地の平均的賃借料を基に計算されています。農地中間管理機構を通じて農地の賃借する場合は、大方この賃借料で納得されています。

委員 今回の事案の近隣に農地を持つ委員から見ても、当該農地は大雨の対処は必要ですが、一日中日当たりが良い農地なので適切な賃借料と思われそうです。

議長 他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第1号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第1号1番は原案とおりに決定いたしました。
決定事項は、町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」を議題に供します。では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第2号1番につきましては、議案書3ページと4ページを、場所につきましては総会資料2ページをご覧ください。大磯町長より平成31年1月15日付けで「農地中間管

理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づく農用地利用配分計画案について意見を求められています。

事務局

《議案第2号1番を朗読》

書記 今回の農用地利用配分計画案は、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が借り上げた農地を借り手に提供するもので、借り手の方は、新規就農者で、チップを用いた有機農法で営農計画を立てている農家です。

なお、1月16日に西方会長職務代理者、国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第2号1番につきましては、現地確認をお願いした国府新宿担当の石井委員から説明をお願いいたします。

12番委員（石井） 12番石井です。議案第2号1番の農地について、1月16日に西方会長職務代理者と私及び事務局で現地確認を行いました。農業公社が借上げた非農家の農地を意欲ある新規就農者に貸付けすることで遊休化の防止と農地の有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、借り手は意欲ある農家であり、農地の遊休化防止と有効活用が図られるとのことでした。

議長 ではこれより、議題の質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 草生法という営農を取られていることで、農地の周囲に雑草が生える心配があり、それにより害虫等が発生し近隣農地に迷惑が及びかねないため、当該農地の周囲や土手等の草刈り管理をお願いしたい。

書記 今回の農家は農地周囲の草刈り管理や地域のルールも含め承知していると聞いております。農用地全体調査などで営農を怠っていると判明した場合には、指導を行います。

議長 他に意見はありませんか。意見がないようですので、農用地利用配分計画案について出されました意見は取りまとめたくて大磯町長に報告します。

議長 次に、報告第1号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」については、議案書5ページをご覧ください。

事務局

《報告第1号を朗読》

書記 報告第1号の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書6ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の3ページ及び4ページをご覧ください。

事務局

《報告第2号を朗読》

書記 報告第2号の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員 第2号1番の転用目的が植樹をするとのことですが、将来、樹木が大きくなった時に周囲の農地に日照の影響はないのか。

書記 当該農地は丘陵部の頂上付近に位置し、周囲を山林に囲まれているので農地への影響はないと考えられます。農地所有者によると、当該農地への接道がなく営農効率が悪いので、杉や檜を植樹して将来木材として利用できればと考えているそうです。

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書7ページから8ページの10件でございます。場所につきましては総会資料の5ペ

ージから 8 ページをご覧ください。

事務局

《報告第 3 号を朗読》

書記 報告第 3 号の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第 3 号について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第 3 号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして平成 31 年第 1 回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 26 分)